

ストレスチェックを受けましょう

2015年12月1日施行の改正労働安全衛生法に基づき、年1回のストレスチェックが義務付けられました。ストレスチェックは自身のストレスへの気づきを促し、ストレスへの対処（セルフケア）を支援することを通じて、**メンタルヘルス不調を未然に防ぐこと（1次予防）**を目的としています。

ストレスチェック制度の概要

- 教職員を対象に、年に1回、実施者（関西学院 産業医）がストレスチェックを実施します。
- ストレスチェックでは、働く人の心理的な負担の程度と職場におけるストレス要因を把握するため、仕事のストレス要因・心身のストレス反応・周囲のサポートについて検査します。
- ストレスチェックの結果は直接本人に通知します。
- 高ストレスと評価された教職員が産業医による面接を希望する場合は、人事部への申出が必要です。
- 産業医による面接の結果に基づき、必要があると認める時は、就業上の措置を講じることがあります。
- 関西学院は、3人以上の単位^{*1}で集団分析をおこない、働きやすい職場づくりに活用します。

*1 個人の結果が特定されないよう、集計・分析は3人以上の集団でおこないます。

受検方法

株式会社アドバンスブレイン^{*2}から配信されるメールに記載のURLからログインし、WEBで回答します。
(送信元メールアドレス：kwansei-stresscheck@abr-net.com)

*2 関西学院は、ストレスチェックの実施に株式会社アドバンスブレインのシステムを使用します。
詳細については、後日掲載されるパブリックフォルダ「お知らせ」の「2019年関西学院ストレスチェック実施について」をご覧ください。

受検期間

2019年5月16日（木）～5月31日（金）

ストレスチェック制度の流れ

